

岩手県告示第 140 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 19 年 2 月 23 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 (1) 路線名 軽米九戸線
 - (2) 供用開始の区間 九戸郡九戸村大字山屋第 5 地割 21 番 1 地先から 116 番地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 2 月 23 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 二戸地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 19 年 2 月 23 日から同年 3 月 23 日まで
- 2 (1) 路線名 軽米名川線
 - (2) 供用開始の区間 九戸郡軽米町大字高家第 2 地割字加賀屋敷 56 番 2 地先から大字晴山第 14 地割字嘉六 121 番 1 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 2 月 23 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 二戸地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 19 年 2 月 23 日から同年 3 月 23 日まで